

令和6年6月15日

都内在住保護者各位

昭和第一高等学校

令和6年度 東京都私立高等学校等授業料軽減助成金及び奨学給付金の申請手続きについて

授業料軽減助成金・奨学給付金【東京都の助成制度(返還不要)】

標記の件につきまして、申請手続きのお知らせを配布いたします。

「授業料軽減助成金」は令和6年度より**所得制限がなくなり、申請により**、所得にかかわらず授業料に対する助成を受けることができるようになりました。

「奨学給付金」は授業料以外の教育費(教材費、学用品等)の負担を助成する制度です。支給要件があるのでご確認ください。

対象となる方は、(公財)東京都私学財団のホームページの「**申請受付サイト**」から申請をしてください。

【申請期間】

令和6年6月20日(木)～7月31日(水)

「授業料軽減助成金」と「奨学給付金」は、就学支援金(国の助成)と別の制度のため、就学支援金の申請とはそれぞれ別に毎年度(年1回)申請が必要です。

申請がない場合、助成金の受給はできません。必ず申請を行ってください。

※ 授業料軽減助成金額については、国の「就学支援金」と合わせて、授業料(保護者が支払った額)を上限とするため、授業料年額の42万円までとなります。

ご不明な点については、(公財)東京都私学財団のホームページをご覧ください。東京都私学就学支援金センター授業料軽減担当(Tel:03-5206-7925)までお問い合わせください。